

産業科学研究所に設置される協働研究所に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪大学産業科学研究所規程(以下、「産業科学研究所規程」という。)及びその他の産業科学研究所における各種申合せ等に定めるものほか、協働研究所の設置に伴い必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「研究部門」とは、新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く産業科学研究所の研究部門をいう。
- (2)「センター」とは、産業科学ナノテクノロジーセンターをいう。
- (3)「附属研究施設」とは、センターを除く産業科学研究所の附属研究施設をいう。

(上位規程等との関係)

第3条 この要項及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、国立大学法人大阪大学組織規程(以下、「組織規程」という。)、大阪大学協働研究所規程及びその他の大阪大学における協働研究所に関する各種取扱いの定めるところによる。

(組織)

第4条 産業科学研究所規程第4条から第6条までに規定される研究部門、研究分野、附属施設及び共通施設(以下第7条において「産業科学研究所規程組織」という。)のほか、組織規程の規定に基づき、産業科学研究所に協働研究所を設置することができる。

(研究場所の設置)

第5条 協働研究所の研究場所は、原則として、産業科学研究所のオープンラボラトリ(以下「オープンラボ」という。)に設置するものとし、オープンラボの利用に関し必要な事項は、大阪大学産業科学研究所各オープンラボラトリ内規の定めるところによる。
2 協働研究所の研究代表者がすでに借用しているオープンラボに設置する場合は、当該場所の利用期間を終了し、新規利用として取り扱うものとする。

(運営委員会)

第6条 協働研究所に、運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

(人事案件の取扱い)

第7条 第3条の規定により設置される協働研究所に係る教員等の異動(「教員の異動に係る審議機関について」に定めるものをいう。)に伴う各種取扱いについては、産業科学研究所規程組織における各種取扱いに準ずるものとする。
2 専任教員の協働研究所への兼任については、当該協働研究所の運営委員会での審議を経た後、教授会の承認を得るものとする。
3 当該協働研究所に受け入れる招へい教員及び招へい研究員の受入教員については、原則として、第4条の規定により設置された協働研究所の研究代表者である教授とする。

(その他)

第8条 この要項に定めのない事項が生じたとき又はこの要項の内容に疑義若しくは変更の必要が生じたときは、速やかに教授会で協議の上、決定するものとする。

附 則

この要項は、令和2年2月20日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年11月17から施行する。